

はいえさん

401号

毎月1日・15日発行

第3種郵便物認可
昭和35年7月14日

5月25・26日赤城山で
市民野鳥の会
赤城林間学校付近を中心、山
野の鳥たちの生態を観察するため
五月二十五・二十六日の両日、市
民野鳥の会を開きます。対象は前
橋市民で百人限り。林間学校二二
十五日午後二時までに集合宿泊。
講師は日本野鳥の会群馬支部長田
田勝次さん他。申し込みは五月二
十三日までに、会費四百五十五円
(宿泊・食費)を添えて、市役所
体育課へ。
体育課へ。
春の市民登山の会
五月二日六百人前五時前駒駅出
発、残雪と水はしうの尾瀬沼周
辺へ。午後七時帰着予定。市民で
先着一百人限り。申し込みは会費六
百七十円を添えて市役所体育課ま
たは市内運動具店へ。

7月1日から発足する

交通災害共済制度

前橋市ほか4町村共同で

“交通戦争”といふことばが使われるようになると、交通事故による犠牲者は、まるで二種類

年
360円であなたを守る

家族ぐるみで加入しましょう

この制度の
ねらい

使われるよう、交通事故による犠牲者は、年ごとに増加しています。

不幸にして、交通事故によつて傷害を受けたかの、当面の窮状を救うことを目的とし、こども七月一日から前橋市ほか四町村（富士見村・大胡町・宮城村・粕川村）が共同して八交通事故共済事業を実施することになりました。

この事業は、市民のみなさんがあらかじめ一定の掛金を出し合ひ、加入者が交通事故にあった場合、一定の給付金を受けられる相互扶助を其盤とした制度です。

年額一百六十円の掛金であ
なたをまもるこの制度の趣旨
をご理解いただき、万一に備
えてぜひ家族ぐるみで加入い
たしましょう。

激化している交通事故の意味と、被害者の一刻も済がねらいであり、市民生活政策の一環をなすといえましょう。

前橋市および富士見村、大胡町

□共濟期間

交通災害共済の 受け付けは6月1日 から市役所総務課へ

②自殺行為または
犯罪行為による場合
③地震などの天災地変によつ
て発生した交通事故。

交通共済・11の質問

市外での事故も対象

加入単位は1人1日です

問||加入申込のときは、住民票の抄本が必要ですか。また、代理人などが申し込むときには、委任状が必要ですか。
答||本人、代理人でも、いずれも結構です。住民登録の抄本なども必要ありません。ただし、外国人登録をしてあるかたは、その証明書を見せてください。

ときは受取人が指定しないときはその受取人に受取人を指し、ないときは配偶者・子・母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順であると見舞金を支払います。

会員の死亡時生計を同じくする人に見舞金を支払います。

問||傷害の程度が、はじめの診問より重かった場合の見舞金はどうなりますか。

交通共済

市外での加入単

・11の質問

事故も対象 単位は1人1口で

加入の申込書をされて、会員証が交付された日（会費の領収）の翌日から一年間です。この期間中に起つた交通事故について、共済金が支給されます。

死亡には50円
共済金の支給額は

△支給される共済見舞金は

▽一級＝死=されたとき：五十円。
二級＝自分すべての用をまかなうことができなくなったとき、および因縁を失つたとき：三十万円。

△三級＝筋骨六ヶ月以上の傷害をうけたとき：十円。

▽四級＝全治三ヶ月以上の傷害をうけたとき：五円。

問＝一人で河口も加入の申し込みができるですか。一人一口に限ります。

問＝何年間分をまとめて払い込むことができますか。一年目以降の継続加入は、共済期間の満了する一ヶ月前から受け付けます。

死亡の場合の掛け金は

問＝共済期間の途中で死亡したり他へ転出したりした場合、掛け金は返還されますか。

答＝違いたしません。ただし市外転出されても、共済期間中は有効のものとして支給を受けられますが。

問＝踏み切りでの事故は子ども用自転車（16時以上）に乗りこなす事故は適用されません。まるで電車・汽車・航空機・船などによる事故は適用されません。まことに事故が対象になります。

問＝踏み切りで、汽車や電車には乗車されません。この場合は、どうなりますか。

答＝この場合は、道路上での事故と同じように、適用されます。

問＝遊園地などの電車・豆自動車等の遊具による事故の場合はどうなりますか。

答＝対象になりません。

問＝自分の不注意によって交通事故を起した場合でも、共済金が給されますか。

春の交通安全運動

5月11日から20日まで



歩行者の事故は横断中がト
ップ。車の直前や直後の横断
がその中でも多い。歩道
があるところでは、少しき
らい通りになつても必ず歩
道橋を渡りたいもの。黄色い
ヘルメットのよい子たちは
ぎょうも交通ルールを守つて
元気に通学しています。

ますます増加の傾向

市内の交通事故

前橋市内では、四千人中で一
九八件の交通事故が発生し、三
人が死亡、一、六九〇人の人た
ちが傷ついています。これは人口
一万八千八人が死傷している
ことになります。

さらに、前橋警察署管内の、こ
とにほいってからの事故を見て
実施されるわけですが市民のみ
みますと、三月末現在で五七二件
が発生、死者二三人、傷者四六六
人を数えています。これを前年同
期とくらべてみると、発生件数
で六六件、死傷者で一一人の
にしまします。

こんな注意を

正しい通行

前橋市内では、四千人中で一
九八件の交通事故が発生し、三
人が死亡、一、六九〇人の人た
ちが傷ついています。これは人口
一万八千八人が死傷している
ことになります。

こうした激増していく交通事故
に対処するため、交通対策にいろ
いろの施策が講じられています。
この一環として、毎年春秋に全
国いっせいに「交通安全運動」が
実施されるわけですが市民のみ
みますと、三月末現在で五七二件
が発生、死者二三人、傷者四六六
人を数えています。これを前年同
期とくらべてみると、発生件数
で六六件、死傷者で一一人の
にしまします。

左側を歩いたり、わき見をした
り、大せい並んで歩いたりして被
害になつた人が多數あります。歩
道のない道路では、必ず右側はし
か歩きましょう。また、酒によつ
て道路をぶらつかないようにしま
す。

歩行者の事故は横断中がト
ップ。車の直前や直後の横断
がその中でも多い。歩道
があるところでは、少しき
らい通りになつても必ず歩
道橋を渡りたいもの。黄色い
ヘルメットのよい子たちは
ぎょうも交通ルールを守つて
元気に通学しています。

歩行者の事故
絶滅をはかる
この運動の目的は、人命尊重の
立場から、交通事故防止の徹底を
強く推進し、とくに①歩行者の事
故の絶減②歩行者、運転者、運転
者の雇い主、そのほか道路交通に

関係するすべての人に交通ルール
の実践と習慣づけを行ない③さら
に道路交通環境の整備と改善を促
進する、などがあけられています。
47分に一件の事故
県交通白書から
人間、なにが不幸といつて、ま
だ生き長らえられるいのちを
に増加し、その死傷者は県史上
最高記録を更新するという悲しい
数字が示されています。これは一
から交通事故でいのちを失つたり
死がないまでも大ケガをして、一
が傷ついていることになります。

「春の交通安全運動」が五月十一日から二十日までの十日間、全国いっせいに行なわれます。
交通事故は、ことしに入つてから全国的に激増を続けており、このままいくと、発生件数は昨年を大幅に上回つて、最悪の年にならうです。
市民のみなさんひとりが正しい交通ルールをよそ守つていただき、市内から悲惨な交通事故をなくすよう、この運動にご協力ください。



みんなで守ろう交通ルール

歩行者の保護を重点に

ばならない人が多過ぎます。

さきざる県警察本部で発表した

昭和四十一年の「交通事故白書」

によりますと、四十一年中、群馬

県内で発生した交通事故は、発生

二〇、九四二件、死者、六〇人傷

者一〇、三〇六人で、これを前年

にくらべると、幸いにも死者は一

隻。

正しく横断

歩行者の事故は、横断中がトッ

プです。車の直前・直後の横断や

歩行者の事故で絶命切られるほど

不幸なことはありません。

ところが、ちょっとした不注意

から交通事故でいのちを失つたり

死がないまでも大ケガをして、一

が傷ついていることになります。

たとえば、速四千キロで走つ

ている自動車は、ブレーキをかけ

てから十六・五メートル走らなけ

れば止まりません。これで制動距

離といいますが、この距離はス

ピードを出していれば長いほ

くなります。道筋に急にび出す

ことが、どんなに危険かおわかり

になるでしょう。

(ホロ酔い)
清酒1合ちょっと、1.5本ぐら
ビールなら、なんとハン
ブルーでウキウキも軽く感じ
られますが、しかし、注
意力はおとろえてきて
危険です。

(めいてい)
大トラ・小トラと
なり、理性・知能が
おどろえて、むやみにスピードを出すな
どとなります。

まず運転する人が「運転

するときは絶対にお酒を飲

まない」という自覚をもつ
ことがいちばん大切です。

と同時に周囲の人が「運転

する人にはお酒を飲ませな
い」ととも大切です。

でつくり出したいものです。

協力をねがひします。

調査員がおたずねすること:

1. 住所・氏名・生年月日・続柄・本籍などの基本的なこと。
2. 送達法とともに新しい住民基本台帳を作成し、住民の登録と届け出の一括化をはかるための重要な基礎資料となるものです。ご協力をねがひします。

5月15日から

調査員がお宅

に伺います:

この調査は昨年の十二月に施行された住民基本台帳法とともに新しい住民基本台帳を作成し、住民の登録と届け出の一括化をはかるための重要な基礎資料となるものです。ご協力をねがひします。

1. 住所・氏名・生年月日・続柄・本籍などの基本的なこと。
2. 送達法とともに新しい住民基本台帳を作成し、住民の登録と届け出の一括化をはかるための重要な基礎資料となるものです。ご協力をねがひします。

5月15日から

調査員がお宅

に伺います:

この調査は昨年の十二月に施行された住民基本台帳法とともに新しい住民基本台帳を作成し、住民の登録と届け出の一括化をはかるための重要な基礎資料となるものです。ご協力をねがひします。

5月15日から

